

# 東京大学大学院医学系研究科附属未病 AI 医療研究センター規則

制定 令和6年4月10日

## (設置)

第1条 東京大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に附属施設として、未病 AI 医療研究センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、生体・医療情報等のビッグデータと、最先端数理科学・革新的 AI 技術を融合し、健康から疾患に至る前段階としての「未病」を診断して予防することによって、疾患発症前予測と個別化予防・医療を可能とし、健康寿命延伸に資する研究を推進することを目的とする。

## (部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) DNB 医療開発部門
- (2) 医療情報基盤部門
- (3) DNB 医療応用部門

## (センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、医学系研究科専任の教授のうちから選考し、代議員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、原則として2年とする。ただし再任を妨げない。

## (副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター運営委員会の議を経て、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 4 副センター長の任期は、当該副センター長を指名したセンター長の在任期間（再任された期間を含む）を超えないものとする。

## (運営委員会)

第6条 センターに、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営委員会に関する事項は、別に定める。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。